

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書 (1 8)

令和7年4月10日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 堀田秀一

江原謙一

向井恵美

伊藤健太郎

篠原智仁

松本 渉

鈴木 洸 祐

野津佳純

田 中 優 希

中 根 佑一朗

古 賀 俊 行

島 田 裕 充

松 浦 究

稲 田 幸 恵

新 井 吐 夢

鶴 園 孝 夫

藤 田 悟 郎

高 橋 毅

中曾根 佳 依

佐 藤 清 和

吉 田 彩 乃

藤 原 優 月

松 本 侑里香

大浅田 薫

吉 田 匡 志

田 上 雅 彦
小 林 源 裕
荒 木 佑 馬
後 藤 堯 人
井 藤 志 暢
石 本 正 明
塩 尻 浩 貴
兼 重 直 樹
奥 崎 鴻 生
仲 村 淳 一
長 江 博
渡 邊 桂 一
大 辻 絢 子
内 藤 浩 行
佐 藤 雄 一
平 林 昌 樹

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)	原・写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第353号証	物理探査の活断層調査への適用の現状 (高橋亨ほか)	写	H9. 2. 28	断層調査に当たって用いることのできる手法は多種多様であって、その手法ごとに様々な特性ないし長短があることから、調査によって確認すべき事項や調査を行う場所の状況等によって最も有効な調査方法を選択して調査を行うことが重要となること
乙第354号証	用語集 (地震調査研究推進本部ホームページ)	写	R7. 3. 25 印刷	物理探査の意義
乙第355号証	大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 議事録 (原子力規制委員会)	写	H24. 11. 7	大飯破碎帯有識者会合の第2回会合において、島崎委員長代理から南側トレンチについて、「こちら側に150mほど、反対側にも150mほど掘っていただいで、ここの状況をまず明らかにするということが、一番重要ではないか」との指摘があったところ、その指摘に続けて、島崎委員長代理が「これだけやっても、何も出なければ、本当にこういうものがあるのかどうかということになりますし、一方、ここでトレンチで何か出るのであれば、恐らく連続しているのではないかという蓋然性が増してくると思います」と述べたこと